



<マイホームプラン>②

2回目は「住宅ローンと控除について」です。



念願のマイホームを手に入れ、月々の支払がスタートした方は
確定申告をすれば、所得税や住民税が軽減される制度
住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）があるのをご存じですか？

一般住宅の場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成25年1月～平成26年3月	10年間	2,000万円以下	1.0%
平成26年4月～平成29年12月	10年間	4,000万円以下	1.0%

※合計所得金額3,000万円以下、住宅ローンの償還期間が10年以上であるなど一定の要件を満たした場合に適用

認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成25年1月～平成26年3月	10年間	3,000万円以下	1.0%
平成26年4月～平成29年12月	10年間	5,000万円以下	1.0%

どちらの場合も、会社員等給与所得者（サラリーマン）は、1年目は確定申告が必要です。
2年目以降は年末調整で住宅ローン控除が受けられます。

住宅ローンに対する税額控除の対象の方は

申告をお忘れなく！

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL:092-947-9003 FAX:092-947-9192